

第5章 環境課題に対応する横断的仕組みづくり

これまで、滋賀県の環境行政は、個別の課題に応じた施策や事業を立案・実施することにより対応してきました。本章では、今後、さらに複雑化・多様化していくことが予想される環境問題に柔軟に対応し、第4章の施策の展開を効果的に進めていく上で必要な2つの仕組みづくりについて記述しています。

1 直面する環境問題の特徴

(1) 環境問題は時間・空間を超える

- 環境問題には、最初の原因が発生した後、数十年後や次世代以降に影響が顕在化する課題などが多く存在します。例えば、現在、大きな問題となっている地球温暖化問題は、その原因をさかのぼれば、1800年頃の産業革命に始まった科学技術の急速な発展が、大きな影響を与えていたと言われています。この頃から工場や交通手段として蒸気機関が使われ石炭の採掘量が大幅に増加しました。1900年頃にはガソリン自動車の実用化が進み石油の消費量が伸び、このような石炭や石油など化石燃料の消費が地球温暖化の大きな原因となっています。そして、地球温暖化の問題が国際的に認知され始めたのが、1985年にオーストリアのフィラハで開催された国際会議（フィラハ会議：国連環境計画（UN-EP））であり、以降、二酸化炭素（CO₂）による地球温暖化の問題が大きくとりあげられるようになりました。
- また、環境問題は、その原因が発生した場所とその影響が発生する場所との間に空間的な広がりが見られるものも多くあります。近年では、海外由来と思われる大気汚染が発生したり、海外からの化石燃料や木材パルプなどの大量輸入が、地球温暖化や輸出国の森林破壊などの一因となっています。

(2) 環境問題は複雑化・多様化

- 現在、直面している環境問題の多くは、地球温暖化や生物多様性の損失をはじめ、水質汚濁や大気汚染、廃棄物の処理など、その分野は多岐にわたるとともに相互に影響を及ぼしながら複雑に結びついています。
- 例えば、琵琶湖上流の森林は、木材供給や、野生生物の生息地などの役割とともに、琵琶湖の水源として重要な役割を果たしており、森林が荒廃すると水源涵養機能が低下し、下流の生態系や漁業に悪影響を与えると考えられています。
- また、琵琶湖の流入汚濁負荷（栄養塩）は、各種対策の推進により、一定削減され、琵琶湖の富栄養化は抑制されてきましたが、その一方で、プランクトン相の変化や在来魚介類の減少など、琵琶湖生態系の変化が顕在化してきています。

(3) 総合的な対応の必要性

- このように、現在直面する環境問題は、時間軸や空間軸を意識し、リスク対策を講じることが求められます。さらに問題の多くは、その要因が互いに関係しあうことにより、

複雑化し分野横断で影響を及ぼしあっているため、それぞれの課題解決に向けては、1つの視点だけでの原因解析、対策の実施では解決に至らないことが多く見られます。

2 複雑化・多様化する環境問題の課題解決に向けて

今後さらに、複雑化・多様化していくことが予想される環境問題に対処していくためには、特に、次の2点が必要であると考えられます。

【人育ち・人育ての仕組み】

- 環境課題を様々な観点から総合的に捉え、つながりを意識しながら、自ら課題を発見し、環境保全行動を実践できる人を育てる仕組みを構築し、さらにその先にある持続可能な滋賀社会づくりへと進む必要があります。

【環境課題解決の仕組み】

- これまでの、個別の環境問題に対して実施してきた分野別の対応に加えて、総合的な観点から問題を捉え、研究機関の英知を集めた分野横断的な統合的手法で解決へ向けた対策を提言する仕組みづくりが必要です。

3 人育ち・人育ての仕組みづくり

(1) 「遠く」を「近く」にする主体性育ての環境学習の必要性

- 計画の将来像である『めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会』を実現していく上で、もっとも大切なことは、滋賀県に暮らす人々が良好な環境を享受し、住んで良かった、暮らして良かったと実感できる環境を創りあげていくことです。
- これまでの環境学習は、自然体験や農業体験、地球温暖化や資源循環など個別分野における課題学習を中心としたものでした。しかし、先に述べたように、直面する環境課題の多くは、複雑化・多様化してきています。このため、時間的・空間的に「遠く」にある環境問題を「近い」(身近な)問題として捉え直し、気づく、学ぶ、考える、行動するといった主体性をもって環境保全活動を実践していく人材を育て、その先の持続可能な社会づくりを進めていく必要があります。
- 今後、環境学習を進めるにあたっては、自然体験や生活体験といった直接体験を基礎にしながらも、地域の身近なところで起こっている課題を見つけ、それをどうやって解決するかを自ら考える「課題解決型の学習」が必要となります。県では、次の5つの展開に重点を置き、環境保全活動を主体的に担う人材を育成し、その先の社会づくりへと進めます。

【環境学習ギアモデル～持続可能な社会づくりへ】



(2) 取組の展開

展開1 一人ひとりの暮らしを見直す

環境にやさしい消費学習や生活行動など、一人ひとりが暮らしの中から始める持続可能な社会づくり行動について普及啓発します。

展開2 実践行動を支える、広げる、高めあう

地域から人材を発掘し、一人ひとりの学びや実践行動を支え、導き、ファシリテーターする人材（リーダー）育成を進めます。

展開3 世代を超えて地域から学びあう、課題を解決する

自然環境やごみ問題のみならず、エネルギー、消費、歴史、文化など、持続可能な社会づくりに関連するあらゆる分野を対象とした、地域ならではの環境学習プログラムを展開するとともに、異なる世代をつなぎ、持続可能な地域づくりを進めます。

展開4 学びをつなぎ、学校と地域をつなぐ

学年や教科等を通した体系的な学びを、日々の暮らしの中での実践や地域の課題解決へとつなぐなど、学びの場につながりを持たせるとともに、ライフステージに応じた環境学習を充実させます。

展開5 滋賀をまるごとつなぐ

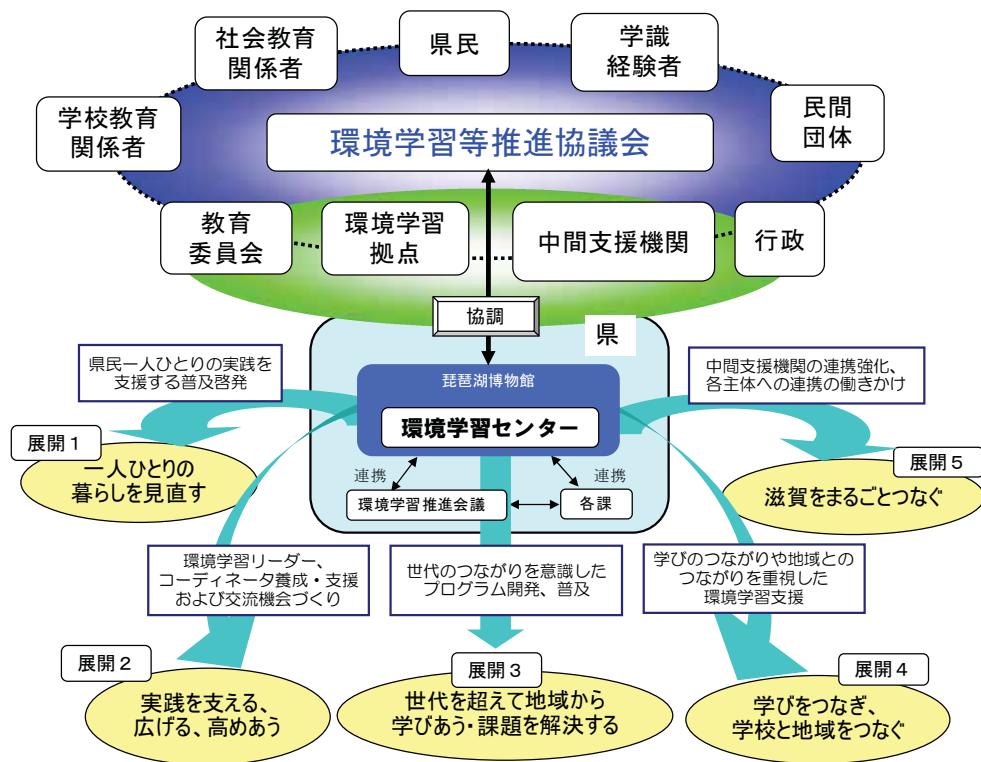
環境学習に関わるあらゆる主体の協働、連携を核とした交流機会づくり、企画サポート、コーディネート、ネットワークづくりを進めます。

(3) 展開を支える仕組み

- 滋賀県環境学習の推進に関する条例第8条の規定により「環境学習を推進するための拠点」として琵琶湖博物館内に「環境学習センター」を設置しています。この環境学習センターを中心に、多様な主体と協働連携しながら、(2)に掲げる展開1から展開5を進めます。

- また、同条例第6条の規定により策定している「環境学習の推進に関する計画」を、県民を挙げて取り組んでいけるよう、計画作成への参画、実施に係る連絡調整、進行管理、そして環境学習センターの企画運営への協力を行うための組織として、環境学習に関わる多様な主体で構成する「環境学習等推進協議会」を設置します。

【仕組みイメージ図】



(4) 主体性育ての環境学習の評価

- 環境学習で大切なことは、自ら課題を見出し、環境保全行動を実践できる人を育て、さらに、その先にある持続可能な滋賀社会づくりへと進めることにあります。
- このため、その評価は、従来から行われてきた「人材育成事業によりリーダーが何名増えたか」などの事業進捗状況を示す指標（アウトプット指標）に加え、「電気、ガス、水道の消費量が減った」など、どれだけの人が持続可能な社会づくりに向けて実践するようになったかという成果を示す指標（アウトカム指標）による評価を検討します。また、それら成果を環境総合計画の進行管理から導き出される、琵琶湖環境や大気環境などの総合評価と照らし合わせ、持続可能な滋賀社会づくりへと進んでいるかを同時に考えます。

4 環境課題解決の仕組みづくり

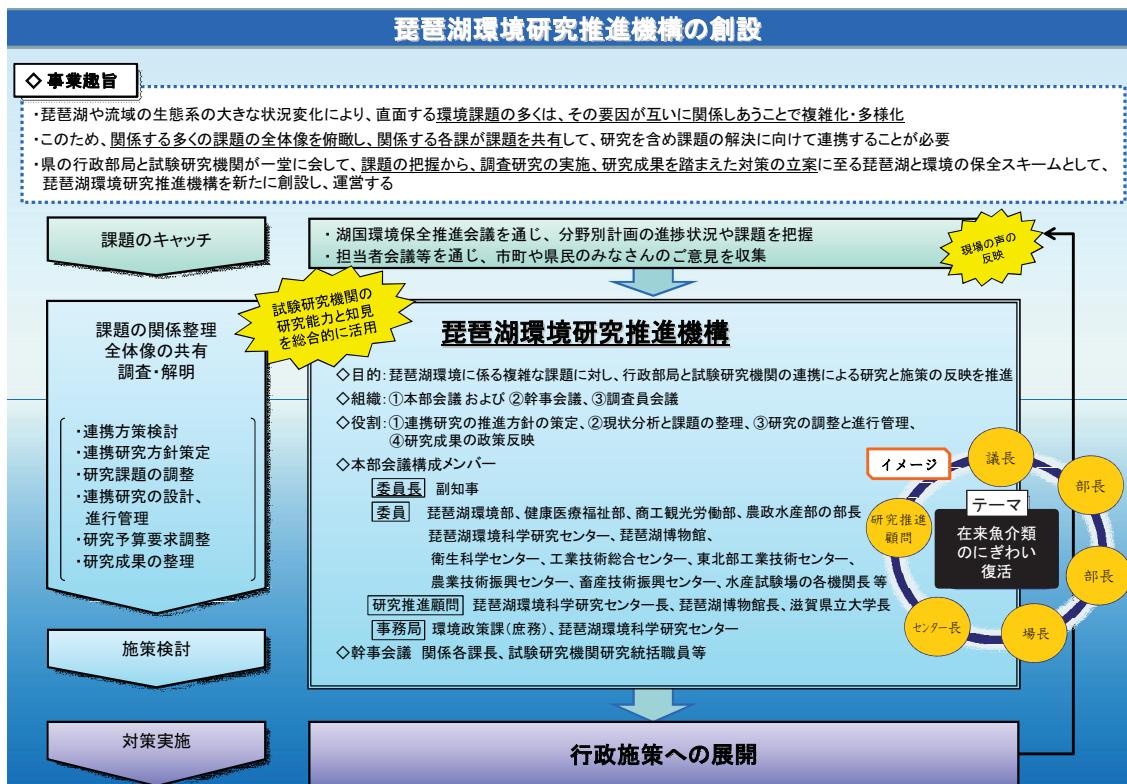
(1) 課題でつながる連携の必要性

- 環境問題が複雑化・多様化する中で、これらの課題に対応するためには、「森～川～里～湖」などの大きなつながりの視点で対応するとともに、こうした課題を共有し、解決への道筋を決定していく必要が出てきました。
 - 連携においては、個別の事象、要因、場に着目するだけではなく、課題の関係性を整理すること、また、課題が顕在化した分野関係者のみの対応ではなく、課題でつながる関係者が連携して知見を集約・総合化していくことが必要です。

(2) 環境課題解決のための総合的な機構の創設

- 滋賀県は、環境、保健衛生、工業技術、農業、畜産、水産に関する、多様で高度な県立試験研究機関を有しています。そこで、現在、県行政組織のみで構成している「湖国環境保全推進会議」の役割等を見直し、機能強化を図ります。また、琵琶湖および滋賀県が抱える環境の課題把握から、調査研究の実施、研究成果を踏まえた対策の立案を横断的に行う仕組みとして、行政部局と県立試験研究機関が一堂に会して運営する「琵琶湖環境研究推進機構」を創設し、各試験研究機関の役割・機能を踏まえつつ、それぞれの知見を生かした環境保全に関する施策を総合的に推進しています。

【仕組みイメージ図】



第6章 計画の円滑な推進

本計画に掲げた目標や施策の展開にあたっては、関係諸計画の改定時に反映し、毎年度の事業実施に生かすとともに、県民のニーズを常に把握し、広く意見を聴きながら、点検と評価を行い、改善を図ることが必要です。

併せて、点検と評価結果については、毎年度、滋賀県環境審議会に報告するとともに、「滋賀の環境」（環境白書）や県ホームページなどに掲載・公表し、幅広く意見聴取を行います。

1 計画推進に向けた視点

『めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会』を実現するためには、第4章に掲げる施策を推進していくとともに、県民やNPO、事業者など様々な主体が、日常生活や事業活動の中で、環境に配慮した行動を実践していくことが求められます。

ここでは、その際に配慮すべき4つの視点を以下に記述することとします。

【4つの視点　はじめる×つなげる×おもいやる×ひろめる】

視点1　はじめる

「いつか」「だれか」ではなく、「いま」「私」が行動する。

視点2　つなげる

多様な主体とのつながりを活用した取組を進める。

視点3　おもいやる

琵琶湖・淀川流域をはじめとする広域的な連携・協力を進める。

視点4　ひろめる

地球規模で考え、地域から実践し、国内外に発信する。

◆　はじめる

視点1　「いつか」「だれか」ではなく、「いま」「私」が行動する。

環境問題のほとんどは、私たちの日々の活動が大きく関係しており、未来の世代にまで負担を強いいるものが多くあります。環境に配慮した行動の一つひとつの積み重ねが、良好な環境を次の世代に引き継ぐことができるかの鍵となります。課題解決に向けては、「いつか」「だれか」が解決してくれるだろうという受動的な姿勢ではなく、「いま」「私」が能動的に行動を始めることが大切です。

◆　つなげる

視点2　多様な主体とのつながりを活用した取組を進める。

先にも述べたように、東日本大震災は、家族間や地域でのつながりのほか、社会全体での助け合いなど、人々の社会との結びつきやつながりの意識を高めたと言われています。

こうした人と人とのつながりから生まれる信頼感や仲間意識は行動の大きな原動力となります。

人々の環境との「つながり」は様々ありますが、「場」（自然、生活、教育、地域、社会）のつながり、「人と人」のつながり、「課題」のつながり、「主体」のつながりを意識し、「世代」のつながりを深めることが重要です。

そして、これらがもつ特性が途切れないよう相互につながりをもたせ、幼児期から高齢期まで生涯を通じて、ライフステージに応じた学びや実践などを進め、効果の高い施策の推進を図る必要があります。

◆ おもいやる

視点3 琵琶湖・淀川流域をはじめとする広域的な連携・協力を進める。

水、大気、廃棄物、エネルギーといった環境問題は、空間的な広がりをもち、その解決に向けては広域的な対応が重要となります。特に、琵琶湖の総合的な保全に向けては、琵琶湖集水域だけでなく、下流淀川流域の関係自治体などとの関わりを強めていく必要があります。

琵琶湖の水は、滋賀県民のみならず、下流淀川流域に暮らす人々にとっても「命の水」です。この水を守っていくためには、琵琶湖・淀川流域の恩恵を受ける関係者が流域全体を自らのものとして捉え、つながり、一体感をもった取組を進めていくことが欠かせません。琵琶湖の周りに暮らす私たちが水を使う際、下流淀川流域の人々の暮らしに思いを馳せると同時に、下流淀川流域に暮らす人々も、水を使う際、蛇口の向こう側の琵琶湖を感じ取ること（飲水思源）が大切です。このような上下流や近接の地域同士がお互いやりと感謝の気持ちをもって助けあう関係は、広域的な環境問題の対応においては重要となります。

したがって、関西広域連合や中部、北陸各県等との連携は、広域的な環境課題等を解決する上で必要不可欠であり、これまで以上に積極的に連携協力を進めていく必要があります。

◆ ひろめる

視点4 地球規模で考え、地域から実践し、国内外に発信する。

地球温暖化などの地球環境問題の多くは、私たち一人ひとりのライフスタイルや工業・商業活動が環境へ過剰な負荷をかけてきたことに起因するものです。

私たちは、身近な環境問題と地球環境問題が密接不可分であることを十分認識し、地球環境の保全のために何ができるかを地域から考え、自分たちにできることを着実に実践しなければなりません。

環境问题是、国内外の各地で生じており、世界的な課題がたくさんあります。滋賀県には、これまでから、琵琶湖条例の制定や琵琶湖環境科学研究所、公益財團法人国際湖沼環境委員会などの存在により、水環境保全分野における経験や知識・技術の蓄積が豊富にあります。

これらの知見を、様々な機関との連携のもと、あらゆる機会を通じて、国内外に発信していくことは、滋賀県・琵琶湖を知ってもらう良いきっかけとなるとともに、環境問題を県民・事業者とともに克服してきた環境先進県としての責務でもあると考えられます。

2 関係諸計画への確実な位置づけ

本計画に掲げた基本目標の実現に向けて、関係部局は連携を図るなど、総合的な視野に立って施策を講じることが必要です。このため、環境関係の分野別計画のみならず、土地利用、産業振興、住宅政策、農林水産業政策、交通政策などに関する計画においても、本計画の目標や施策の方向を反映させるものとします。

3 各主体の役割

この計画の将来像の実現に向けては、県民、NPOなどの各種団体、事業者、地域、行政などの多様な主体が、日常の生活や社会経済活動が環境に及ぼす様々な影響などを理解し、その上で、適切な役割分担のもと、各主体が他人ごとではなく、「自分ごと」として環境課題を捉え環境保全に向けた実践行動を進めていく必要があります。

◆ 県民の役割

県民一人ひとりが自らの日常生活と環境との関わりについて理解し、現在のライフスタイルが環境にどのような負荷をかけているか検証し、できることから改善していくことが重要です。また、県民は地域の環境を担う主体として民間団体、事業者、地域、行政といった各主体との連携・協力のもと、「びわ湖の日」などの環境保全活動へ積極的に参加することで、地域環境の保全が一層図られることが期待されます。

◆ 各種団体の役割

NPOなどの民間団体は、行政や県民一人ひとりでは対応できないような、地域における環境保全活動や環境学習などの自主的な取組に加えて、県民と事業者、あるいは事業者と行政など、各主体のつなぎ役としての役割も期待されます。

◆ 事業者の役割

事業活動は、使用するエネルギー量などから見ても、環境に大きな影響を与えることが考えられます。このため、法令の遵守のほか、省エネ設備の導入など、環境への負荷の軽減に向けた積極的取組が期待されます。また、環境配慮型製品の開発や製造、提供など使用段階での環境負荷軽減に向けた取組も期待されます。

さらに、地域社会の構成員であることを認識し、環境保全活動へ協力することが求められます。

◆ 地域の役割

それぞれの地域が未来に向けて持続的に発展するためには、世代を超えて地域への誇りや愛着を伝承するとともに、地域を構成するそれぞれの主体が、地域の環境課題に気づき、課題を共有し、地域特性に応じて解決に向けて行動することが求められます。

◆ 県の役割

環境に関わる各種情報の収集整理・提供、調査・研究、人材の育成・活用など、県民、各種団体、事業者、地域、市町の各主体が積極的に環境保全に取り組めるよう、各主体との連携・協力のもと、仕組みづくりと様々な事業を進めます。また、県民や事業者が、

環境にできるだけ負荷をかけない行動を自ら考え、選択するための指針（環境への配慮のための指針）を策定し、日常生活や事業活動の様々な場面において環境保全の行動を起こそうとするとき、どんなことをすればよいか具体的な取組などを示します。さらに、事業者としての立場から、率先して環境に配慮した事業活動を行います。

(参考)

■ 滋賀県環境マネジメントシステム

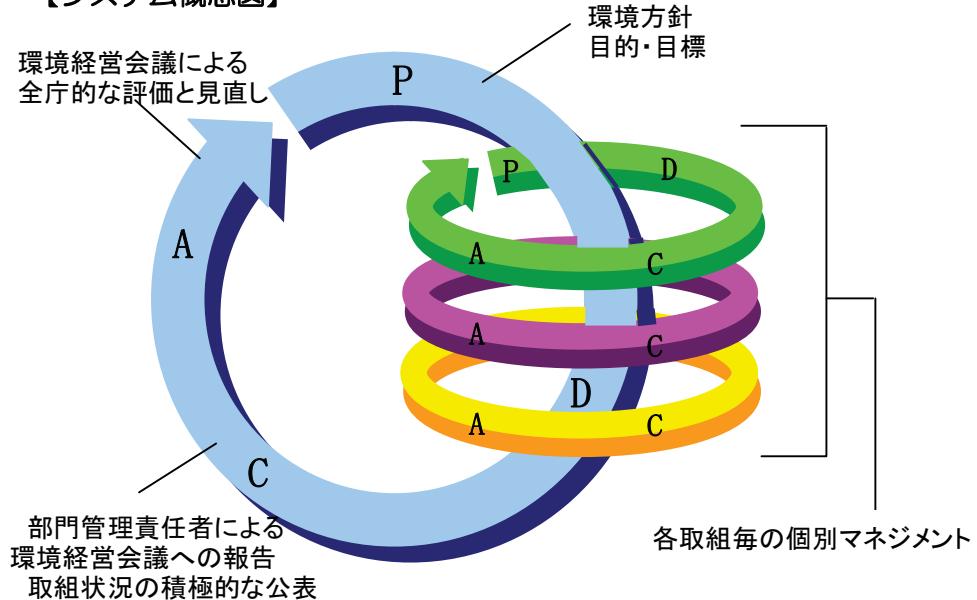
環境マネジメントシステムとは、組織に関する環境影響を改善していくための内部管理システムです。

滋賀県ではISO14001に基づくシステムで構築したノウハウを活用しつつ、事務事業の流れに合わせた仕組みとすることで、事務の効率化を図っています。

その特徴として、環境方針に基づく各取組（個別計画・指針など）の所管部局に部門管理責任者を設置し、その取組に応じた推進体制とPDCAサイクルに基づく進行管理を以下の部門に分けて推進しています。

- 総合的な環境保全施策の推進
- 事業活動における積極的な環境配慮の実施
- 環境に配慮した庁舎管理や事務活動の推進
 - ・グリーン購入の推進
 - ・省エネ、省資源などの推進
- 環境法令などの確実な遵守および環境汚染の未然防止

【システム概念図】



4 計画の進行管理について

(1) 基本的な考え方

本計画の柔軟かつ適切な推進を図るため、「PDCA型行政運営システム（計画（PLAN） - 実施（DO） - 評価（CHECK） - 反映・見直し（ACTION））」によって進行管理を行い、計画の継続的改善を図ります。

(2) 環境関連の分野別計画による進行管理

本計画の目標の達成に向けた施策を確実に実施し、計画期間内の様々な状況の変化に柔軟に対応するため、本計画の進行管理を以下のとおり実施します。

① 分野別計画による数値目標の設定

本計画は、滋賀県の環境に係る各分野別計画に施策の基本的方向性を付与するものとして位置づけられるものです。琵琶湖の総合保全、地球温暖化対策、廃棄物対策など分野別の具体的な施策・目標は、これら分野別計画において推進することとしています。

このため、これらの分野別計画においては、各施策の達成状況を的確に示す指標を設けるとともに、可能な限り数値目標を掲げ、定期的に進捗状況を評価できるようにしています。

本計画の進行管理は、これら分野別計画における進捗状況の評価を活用し、各基本目標に掲げる施策を総合的に点検・評価する「総合評価方式」にて行います。

② 計画の点検および評価結果の公表

進行管理においては、分野別計画などによる取組の結果、本計画に掲げる基本目標に向かって進んでいるかどうか、目標に至るまでにどのような課題があり、対策が必要なのかを点検・評価することが大切です。

この点検・評価の過程の中で、関係者が課題の共有を行い、施策・事業の適切な見直しを図り、次のステップに進めます。また、見直しにあたっては、実施している施策・事業が真に必要な事業か、さらなる改善点がないかなどを常に意識してチェックする必要があります。

計画の点検および評価結果は、毎年度、滋賀県環境審議会に報告し、意見および助言を受けます。また、「滋賀の環境」（環境白書）としてとりまとめ、県民などから広く意見を得ることとします。

(3) 県政世論調査による環境施策の満足度調査結果を施策に反映

毎年度、県において実施している、満足度調査の結果などを活用して、県民の環境施策に対する意向や満足度を次年度以降の環境施策立案に反映することとします。

参考資料

1 第四次滋賀県環境総合計画にかかる 環境審議会での審議経緯	60
2 計画改定にあたっての意見聴取等の実施	61
3 滋賀県環境審議会環境企画部会委員名簿	62
4 滋賀県環境基本条例	63
5 用語の解説	70

参考資料 1

◆ 第四次滋賀県環境総合計画にかかる環境審議会での審議経緯

年 月 日	会 議 の 種 類	審 議 な ど の 内 容
平成25年 3月21日		○滋賀県環境基本条例に基づく第三次滋賀県環境総合計画の改定について（諮問）
平成25年 3月21日	環 境 企 画 部 会	○第三次滋賀県環境総合計画の改定について ・現行計画の進捗状況 ・現状および論点
平成25年 8月 2日	環 境 企 画 部 会	○第三次滋賀県環境総合計画の改定について ・将来像、基本目標、行動視点
平成25年 9月13日	環 境 企 画 部 会	○第三次滋賀県環境総合計画の改定について (答申素案)
平成25年 9月27日	環 境 企 画 部 会	○第三次滋賀県環境総合計画の改定について (答申案)
平成25年10月 7日		○滋賀県環境基本条例に基づく第三次滋賀県環境総合計画の改定について（答申）

参考資料2

◆ 計画改定にあたっての意見聴取等の実施

平成25年11月15日（金）から平成26年1月5日（日）までの間、滋賀県県民政策コメントに関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）に基づき、第四次滋賀県環境総合計画（素案）に意見の募集を行った結果、28名（団体）から78件の意見が寄せられました。

（なお、県内市町に対しては意見照会、関係団体等に対しては、直接聞き取りを行いました。）

[意見内訳]

個　　人	9件	(4名)
関係団体	58件	(18団体)
市　　町	11件	(6市)
<u>計78件</u>		

※聞き取り団体数（18団体）の内訳

経済関連団体・・・7団体
環境関連団体・・・5団体
大学関係・・・・・・2大学
地域活動団体・・・2団体
その他関係団体・・2団体

参考資料3

◆ 滋賀県環境審議会環境企画部会委員名簿

(平成24年6月1日～平成26年5月31日)

氏 名	主 な 職
上 田 薫	一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会監事
鵜 飼 淳 子	滋賀県地域女性団体連合会副会長
占 部 武 生	龍谷大学理工学部教授
笠 原 三紀夫	京都大学名誉教授
菊 池 玲 奈	結・社会デザイン事務所代表
薩 摩 かなえ	(公募委員)
清 水 芳 久	京都大学大学院工学研究科附属 流域圏総合環境質研究センター教授
高 村 ゆかり	名古屋大学大学院環境学研究科教授
西 野 麻知子	びわ湖成蹊スポーツ大学教授
福 井 正 明	滋賀県市長会（高島市長）
藤 井 滋 穂	京都大学大学院地球環境学堂教授
藤 澤 直 広	滋賀県町村会副会長（日野町長）
本 多 友美子	(公募委員)
松 井 正 文	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
水 谷 知 生	近畿地方環境事務所長
◎ 森 澤 眞 輔	京都大学iPS細胞研究所副所長・特定拠点教授
諸 富 徹	京都大学大学院経済学研究科教授
吉 積 已 貴	京都大学学際融合教育研究推進センター 森里海連環学ユニット特定准教授

計18名

◎：部会長

(敬称略)

参考資料4

◆ 滋賀県環境基本条例

平成8年3月29日滋賀県条例第18号
改正

平成12年3月29日条例第86号
平成16年10月25日条例第38号
平成17年12月27日条例第121号

滋賀県環境基本条例をここに公布する。

滋賀県環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る基本方針（第10条・第11条）

第2節 環境総合計画（第12条・第13条）

第3節 県民等による環境の保全のための行動を促進する施策（第14条—第17条）

第4節 環境の保全を推進するための施策（第18条—第24条）

第5節 地球環境の保全のための国際協力（第25条・第26条）

第3章 滋賀の環境自治を推進する委員会に対する審査の申立て（第27条—第29条）

第4章 環境の保全のための推進体制等（第30条—第32条）

付則

わが国最大の湖であり、生物の宝庫である琵琶湖を擁する滋賀県には、湖国独特の豊かな自然環境が形成され、また、日本列島のほぼ中央に位置していることから、古来、しばしば歴史の重要な舞台となり、人々が盛んに交流して、豊かな歴史的、文化的遺産と固有の風土が形づくられてきた。

私たちは、この豊かさを、ともすれば忘れ、生産の向上と便利な生活を追求するあまり、自然や風土を含めた環境に少なからぬ負担を与え続け、その影響は地球規模の環境にまで及んでいる。今、私たちは、琵琶湖をはじめとする自然界に起きつつある様々な変化を、自己保存のため自然界が発する目に見える警告として受けとめなければならない。

環境は壊れやすく、復元するのは容易ではない。もはや環境はそこにあるもの、与えられるものでもない。私たちは、物質の循環の重要性、資源の有限性を認識しながら、環境がもつ復元能力の下に持続的な発展を図っていかなければならぬ。また、生態系の多様性を積極的に確保し、次の世代に引き継いでいく強い意志と行動が必要である。

私たちは、県民による主体的な環境保全の活動を礎として築かれた「環境自治」をさらに推し進め、新しい環境観に立つ「環境優先の理念」の下に、文化的環境を含めた広範な環境全体への周到な配慮と保全活動を展開することを決意し、ここに滋賀県環境基本条例

を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、ならびに県民、事業者および県の役割等を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めて、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、健全で質の高い環境を確保し、もって現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による淡水資源の減少または地球全体の温暖化もしくはオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる水質の汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。）、大気の汚染、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）および悪臭によって、人の健康または生活環境（人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、多様な生物の生命をはぐくむ琵琶湖をはじめとする県域の環境が人の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、生態系が微妙な均衡を保ちつつ、環境が健全で質の高いものとして確保されるように行われなければならない。

2 環境の保全は、県民が、環境に関する情報を知ることおよび施策の策定等に当たつて参加することを通じ、健全で質の高い環境の下で生活を営む権利が実現されるとともに、環境の保全上の支障を生じさせず、かつ、環境の恵沢の享受に応じた負担をする義務がすべての者の環境への負荷を低減する習慣の確立と公平な役割分担の下に果たされることを旨として行われなければならない。

3 地球環境の保全は、琵琶湖をはじめとする県域の環境が地球環境の保全と深く関わっていることのかんがみ、本県において培われてきた経験と技術を生かして、国際的な協調と協力の下に推進されなければならない。

(県民の役割)

第4条 県民は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷を低減する役割を積極的に果たさなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めると

とともに、県が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷を低減する役割を積極的に果たさなければならない。

2 前項に定めるものほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第6条 削除

(県の役割および責務)

第7条 県は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。

2 県は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、市町との連携を図るとともに、市町が行う環境の保全に関する施策を支援するものとする。

(びわ湖の日)

第8条 県民および事業者の間に広く環境の保全についての理解と認識を深めるとともに、環境の保全に関する活動への参加意欲を高めるため、びわ湖の日を定める。

2 びわ湖の日は、7月1日とする。

3 県は、びわ湖の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。
(環境の状況等に関する報告)

第9条 知事は、毎年、環境の状況ならびに県が環境の保全に関して講じた施策および講じようとする施策に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る基本方針

(施策の策定等に係る環境優先の理念)

第10条 県は、この章に定める環境の保全に関する施策の策定および実施に当たっては、環境優先の理念の下に、次に掲げる事項の確保を目指として行わなければならない。

(1) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、湖沼、河川、水辺等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(2) 人の健康が保護され、および生活環境が保全され、ならびに自然環境が適正に保全されるよう、水、大気、土壤その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが確保され、ならびに歴史的遺産および良好な景観が保全されること。

2 前項に定めるものほか、県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定および実施に当たっては、環境優先の理念の下に、同項各号に掲げる事項を積極的に配慮しなければならない。

(県民参加)

第11条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定および実施に当たっては、当

該施策の概要を県民に提示し、それに対する環境の保全上の意見を聴くとともに、必要に応じ、当該施策にその意見を反映しなければならない。

第2節 環境総合計画

(環境総合計画の策定)

第12条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「環境総合計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境総合計画には、環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向、環境への配慮のための指針その他の重要事項を定めるものとする。
- 3 知事は、環境総合計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、環境総合計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、滋賀県環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、環境総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境総合計画の変更について準用する。

(環境総合計画との整合等)

第13条 県は、施策の策定および実施に当たっては、環境総合計画との整合に努めるものとする。

- 2 県は、環境総合計画を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3節 県民等による環境の保全のための行動を促進する施策

(環境学習の促進)

第14条 県は、県民および事業者の環境の保全についての理解と認識を深めることとなる学習が促進されるよう、情報の提供、普及啓発、人材の育成、交流の場の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関するボランティア活動等の促進)

第15条 県は、県民、事業者またはこれらの者の組織する民間の団体（以下「県民等」という。）による自発的な河川等の水質浄化活動、野生生物の保護活動、緑化活動、環境美化活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、基金の設置、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第16条 県は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用および廃棄物の減量について、県民および事業者が行う活動ならびに市町が実施する施策が促進されるよう、活動の指針等の策定、体制の整備、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境監査の促進)

第17条 県は、環境への負荷を生じさせる行為を行う事業者が、環境の保全に関する目標を定め、その目標を達成するための計画を策定して実施し、その実施状況を点検して、是正の措置を講じ、公平かつ客観的な監査をすることとなるよう、情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4節 環境の保全を推進するための施策 (環境に関する調整の措置)

第18条 県は、相当範囲にわたって環境に影響を及ぼす事業に係る構想または計画の策定を行う者がその策定に際し環境の保全について適正な配慮を行うよう、環境に関する調整その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境影響評価の措置)

第19条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ自ら適正に調査、予測および評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うよう、必要な措置を講ずるものとする。

(規制的措置)

第20条 県は、公害の原因となる行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定める等必要な規制の措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の適正な保全に支障となる行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

(経済的措置)

第21条 県は、環境への負荷を生じさせる活動または生じさせる原因となる活動（以下の条において「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷を低減させる施設の整備その他の必要な措置をとることとなるよう、その負荷活動を行う者に、特に必要があるときは、適正な経済的助成の措置を講ずるものとする。

2 県は、負荷活動を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷を低減することとなるよう、その負荷活動を行う者に適正な経済的負担を求める措置を講ずることができる。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第22条 県は、環境の保全に関する公共的施設の整備を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、水質の改善その他の環境の保全に関する事業を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備および情報の提供)

第23条 県は、環境の保全に関する施策を適正に策定し、および実施するため、環境の状況等の監視、測定、調査等の体制の整備に努めるものとする。

2 県は、前項の監視、測定、調査等により把握した環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するものとする。

(環境研究の推進)

第24条 県は、環境の保全に関する施策を適正に策定し、および実施するため、湖沼等の生態系その他の環境の保全に関する調査研究および技術開発を推進し、その成果を普及するものとする。

第5節 地球環境の保全のための国際協力 (湖沼環境の保全等に関する国際協力の推進)

第25条 県は、地球上の淡水资源の確保に関する国際協力を推進するため、国際機関、国、他の地方公共団体等と連携を図りつつ、湖沼を有する国および地域との交流を通じ、湖沼の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、技術の移転その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるものほか、県は、地球環境の保全に関する国際協力を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全に関する活動の促進)

第26条 県は、県民等による地球環境の保全に関する国際協力のための活動が促進されるよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 滋賀の環境自治を推進する委員会に対する審査の申立て

(滋賀の環境自治を推進する委員会の設置)

第27条 県民参加の下に健全で質の高い環境の確保を図るため、知事その他県の執行機関（公安委員会を除く。）ならびに公営企業管理者および病院事業管理者（以下「知事等」という。）の施策についての審査の申立てに基づき、環境の保全に関する調査審議を行う機関として、滋賀の環境自治を推進する委員会（以下「環境自治委員会」という。）を置く。

- 2 環境自治委員会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が滋賀県議会の同意を得て委嘱する。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることを妨げない。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査の申立て等)

第28条 県民（県内において就業し、または就学する者を含む。）は、環境自治委員会に対して、環境の保全に関し、知事等の施策についての審査の申立てを行うことができる。

- 2 前項の審査の申立ては、申立ての趣旨および理由その他規則で定める事項を記載した書面により行わなければならない。
- 3 第1項の規定は、この条例に定めるものほか他の法令（告示を含む。）において意見の申立て等の手続が定められている場合および判決、裁決等によって確定した権利関係については、これを適用しない。
- 4 環境自治委員会は、第1項の審査の申立てがあったときはその旨を知事等に通知しなければならない。
- 5 環境自治委員会は、調査審議するため必要があると認めるときは、知事等に対し説明もしくは必要な資料の提出を求め、または実地調査をすることができる。
- 6 環境自治委員会は、調査審議の結果、施策の是正その他の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該措置を講ずるべきことを知事等に勧告することができる。
- 7 知事等は、前項の規定による勧告を受けたときは、これを尊重して、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第29条 前2条に定めるもののほか、環境自治委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 環境の保全のための推進体制等

(推進体制の整備)

第30条 前2章に定めるもののほか、県は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

(国および他の地方公共団体その他公共団体との協力)

第31条 県は、広域的な策定および実施を必要とする環境の保全に関する施策について、国、他の地方公共団体その他公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(県以外の者への協力要請)

第32条 県は、県以外の者が県域において行う環境に影響を及ぼすと認められる事業の計画および実施に当たって、第10条および第11条に定める基本方針の趣旨が生かされるよう、協力を求めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年7月1日から施行する。

(滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(滋賀県立自然公園条例の一部改正)

3 滋賀県立自然公園条例（昭和40年滋賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(滋賀県公害防止条例の一部改正)

4 滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(滋賀県ごみの散乱防止に関する条例の一部改正)

5 滋賀県ごみの散乱防止に関する条例（平成4年滋賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則 (平成12年条例第86号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年条例第38号抄)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第66号で平成17年1月1日から施行)

付 則 (平成17年条例第121号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

参考資料5

◆ 用語の解説

	用語	解説
数字	3R	リデュース(Reduce 発生抑制)、リユース(Reuse 再使用)、リサイクル(Recycle 再生利用)の3つの英語の頭文字「R」をとって「3R」と呼ぶ。国では、3Rに対する理解と協力を求めるため、毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル推進月間(略称：3R推進月間)」と定め、広く普及啓発している。なお、リペア(Repair 修繕する)やリフューズ(Refuse (購入を)拒否する)などを加え、4R、5Rなどとして啓発することも増えてきているが、本計画では、こうした概念も含め、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワードとして「3R」という言葉を用いている。
B	BOD	生物化学的酸素要求量(Biochemical Oxygen Demand)。水中の有機物が微生物によって分解されるときに必要とする酸素の量をいい、数字が大きいほど水は汚れていることを示す。河川などの水質汚濁の程度を評価する際に用いられる代表的な指標
C	COD	化学的酸素要求量(Chemical Oxygen Demand)。水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標であり、この値が大きいほど、水中に有機物等が多く、汚濁負荷(水の汚れ)が大きいことを示している。
C	COP	Conference of the Partiesの略称で、条約の締約国会議を意味する。気候変動枠組条約や生物多様性条約などで使われることが多い。
I	IPCC	Intergovernmental Panel on Climate Change(気候変動に関する政府間パネル)の略称。国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)が設置し、各国の研究者が地球温暖化問題に関する科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与える公式の場
I	ISO14001	国際標準化機構(ISO=International Organization for Standardization)が制定・発効した環境マネジメントシステムの構築に関する国際規格。組織の活動・製品およびサービスによって生じる環境への影響を持続的に改善するためのシステムの構築を目指すもの。経営層が策定した環境方針に沿って、PDCAサイクル(Plan→Do→Check→Act)を繰り返すことにより、システムの継続的な改善を図っていくものであり、規格を順守していることについて、外部機関による第三者認証、自己宣言等をすることができる。
N	NPO	非営利組織(Nonprofit Organization)。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体
P	PRTR法	PRTR制度とは、化学物質の排出・移動量届出(Pollutant Release and Transfer Register)の略称で、工場や事業所が化学物質の環境中への排出量や廃棄物としての移動量を把握し、行政に報告、行政が公表することを通じて、特定化学物質の適正管理を目的とする制度のこと。PRTR法とは特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化学物質把握管理促進法：化管法)のこと。
U	UNEP	1972年6月ストックホルムで「かけがえのない地球」をキャッチフレーズに開催された国連人間環境会議の提案を受け、同会議で採択された「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」を実施に移すための機関として、同年の国連総会決議に基づき設立された。United Nations Environment Programmeの頭文字をとったもの。

	用語	解説
あ	愛知目標	平成22年(2010年)10月に愛知県・名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された「生物多様性を保全するための戦略計画2011-2020」の中核をなす世界目標。この会議で各国に求められる20の行動目標がまとめられ、「愛知目標(愛知ターゲット)」と名づけられた。
あ	アウトカム指標	施策・事業の実施により発生する効果・成果(アウトカム)を表す指標
あ	アウトプット指標	事業を実施することによって直接発生した成果物・事業量(アウトプット)を表す指標
い	一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物を指し、し尿のほか家庭から発生する家庭系ごみや、オフィスや飲食店から発生する事業系ごみも含んでいる。それらの処理責任は廃棄物処理法において、市町村にあるとされている。
う	うみのこ	県内の小学5年生が、「びわ湖フローティングスクール事業」として宿泊体験型の「びわ湖環境学習」を行う船の名称
え	栄養塩	窒素、リンなど、藻類その他の水生植物が増殖するための必要な各種元素のこと。湖沼での過剰な栄養塩類の供給は富栄養化の原因となる。
え	エコ交通	幹線となる鉄道やバス等の公共交通機関と枝線となる湖上交通や自転車・歩行等とを有機的に組み合わせた、人と環境に優しく、魅力と利便性が高い滋賀発の交通体系
お	オオバナミズキンバイ	北米南部から南米を原産地とする水草の一種。繁殖力が強く、侵略的外来水生植物として知られており、特定外来生物に指定されている。
お	温室効果ガス	地表から放出される熱(赤外線)を大気中で部分的に吸収し、地表へ再放出する気体の総称。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン等の6物質が温室効果ガスとして、削減の対象となっている。
か	買い物ごみ減量 推進フォーラム しが	レジ袋など容器包装ごみの削減を進める目的として、県内の小売店事業者、市民団体、市町、県で構成して平成21年6月に設立された組織。平成22年11月には各小売事業者等の目標や取組を宣言する「滋賀県容器包装削減宣言」が採択された。
か	化石燃料	一般的に動物、植物の死骸が地中に堆積し、変成したもので、主に石炭、石油、天然ガスを指す。化石燃料を燃焼させると二酸化炭素などを発生し、地球温暖化を招いた主要な要因とされている。
か	環境汚染物質	大気・水・土壤・生体中の化学物質で、人間の生存に直接・間接に悪影響を与える濃度で存在するもの。
か	環境こだわり農業	化学合成農薬および化学肥料の使用量が慣行的使用量を50%以上削減して行われる農業であって、たい肥その他の有機質資材を適正に使用し、農業排水を適正に管理し、その他環境との調和に配慮して農作物を栽培するものをいう。「滋賀県環境こだわり農業推進条例」に規定している。
か	環境マネジメントシステム	事業者等が環境に関する方針を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制、手続きであり、国際標準化機構(ISO)が発行したISO14001に基づくものが代表的な事例である。

	用語	解説
か	環境リスク	人の行動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれを環境リスクといい、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性(おそれ)を示す概念である。人の健康や生態系への影響を未然に防止していくにあたっては、環境リスクの要因が持つ便益と環境リスクの大きさを比較、分析することにより、環境リスクを管理していくことが重要である。
か	環境リスクコミュニケーション	環境リスクに関する情報を県民、事業者、行政等の全てのものが共有し、意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ることをいう。化学物質などによる環境リスクを減らす取組を進めるための基礎となるもの。
か	関西広域連合	関西の2府5県が地方自治法の規定に基づいて、平成22年12月1日に設立した特別地方公共団体(広域連合)。構成団体は滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市
か	関西スタイルのエコポイント事業	略称「関西エコポイント」。温室効果ガス排出削減を推進するとともに、家庭の省エネ・節電対策を一層促進するため、対象店舗で対象商品を購入・設置した場合に、エコ・アクションポイントが発行され、そのポイントをさまざまな商品と交換できる制度
き	協働	NPO・企業・行政など立場の異なる組織や人同士が、対等な関係のもと、同じ目的・目標のために連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取組
く	グリーン・イノベーション	平成21年10月8日総合科学技術会議の「平成22年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針」によれば、革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の加速化・新技術の創出を行い、その研究開発成果の実利用・普及を強力に推進するために社会システムの転換を図り、これを通じて産業・社会活動の効率化、新産業の創造や国民生活の向上に資するものであり、わが国のみならず世界規模での環境と経済が両立した低炭素社会の構築に貢献するものとされている。
く	グリーン購入	商品やサービスを購入するときに、まず購入の必要性を考え、環境への負荷が出来るだけ小さいものを選んで購入すること。グリーン購入を進めることは、ライフスタイルが環境にやさしいものに変わるだけでなく、商品等を供給する企業に環境への負荷が小さい商品の開発や環境に配慮した経営努力を促すことにつながる。
こ	光化学スモッグ	光化学オキシダントや視程の低下を招く粒子状物質(エアロゾル)を生成する現象、あるいはこれらの物質からできたスモッグ状態のこと。
こ	小型家電リサイクル法	デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律
こ	国際湖沼環境委員会	世界の湖沼環境の健全な管理とこれと調和した持続的開発の在り方を求めて、国際的な知識交流と調査研究推進を図る財団で、草津市に所在。滋賀県が提唱して開催された第1回世界湖沼環境会議を契機として1986年(昭和61年)に発足した。1992年(平成4年)4月から国連環境計画国際環境技術センターの支援機関となっている。
こ	国連気候変動枠組条約	気候変動に関する国際連合枠組条約。地球温暖化対策に関する取組を国際的に協調して行っていくため1992年(平成4年)5月に採択され、1994年(平成6年)3月に発効した。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課している。

	用語	解説
こ	湖沼水質保全計画	湖沼水質保全特別措置法に基づき、特に緊要な対策が必要として環境大臣が指定した指定湖沼(現在、琵琶湖、霞ヶ浦等11湖沼)ごとに、関係都道府県知事が環境大臣との協議を経て策定する。COD(化学的酸素要求量)、総りん及び総窒素(排水規制対象湖沼のみ)について水質改善目標値を設定し、湖沼の水質保全に資する事業に関する方針、水質保全に資する事業に関すること、規制その他の措置に関すること等を定める。
こ	湖沼水質保全特別措置法	湖沼は閉鎖性の水域であり、汚濁物質が蓄積しやすいため、水質汚濁防止法に基づく諸対策のみでは環境基準の達成がむずかしいことから、湖沼の水質保全を総合的に推進するために制定された法律
こ	コナン市民共同発電所プロジェクト	「湖南市地域自然エネルギー基本条例」の理念に基づき、市民や事業所、行政の協働による市民共同発電所の設置・運営を通じて、地域の自然エネルギーを利用して得た収益を地域で循環させ、地域の活性化を図ることを目的とした取組であり、同名の一般社団法人が中心となって推進している。
こ	固有種	世界で、特定の地域・水域にしか分布しない種のこと。固有種となる過程には、それ以外の地域で絶滅した結果としてそこだけに残っている場合と、そこで固有に進化(分化)した結果として形成された場合がある。
さ	再生可能エネルギー	化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。代表的な再生可能エネルギー源としては、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等がある。
さ	再生可能エネルギーの固定価格買取制度	再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者に調達を義務づけるもの。
さ	魚のゆりかご水田	魚が水田まで自然に上がる様な魚道をつくり、魚に優しい農業を実践している水田
さ	産学官金民	(産)企業等の産業界、(学)大学等学術研究機関、(官)行政、(金)金融機関、(民)NPOや県民等を指し、それぞれの主体が連携して取組を進めることを意味する。
さ	産業廃棄物	事業活動に伴って生じたごみのうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど廃棄物処理法で定められた20種類の廃棄物をいう。それらの処理責任は同法において、排出事業者にあるとされている。
し	滋賀県次世代電気自動車充電インフラ整備ビジョン	経済産業省の「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」を活用することにより、県内における充電インフラの整備を加速し、電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHV)の普及促進を図り、低炭素社会づくりをより一層推進するために策定したビジョン
し	滋賀県環境学習推進計画	「滋賀県環境学習の推進に関する条例」(平成16年3月制定)に基づき、環境学習の体系的、総合的および効果的な推進を図るために平成16年10月に策定、現行の計画は平成23年度から平成27年度を計画期間としており、新たな課題に対応するとともに、持続可能な社会の実現に向け、取組を進めている。
し	滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン	地域レベルで取組可能な再生可能エネルギーの導入促進や関連産業の振興を戦略的に推進していくため、平成25年3月に策定した計画
し	滋賀県低炭素社会実現のための行程表	2030年に低炭素社会を実現する多くの道筋の中から、環境保全と経済発展の両立を図りながら低炭素社会を実現する一つの道筋を明らかにしたもの。

	用語	解説
し	滋賀県低炭素社会づくり推進計画	地球温暖化対策の推進に関する法律および滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例に基づく計画。低炭素社会づくりを進める上での県の方針を定め、2030年の低炭素社会の実現を目指して取り組んでいくため、平成24年3月に策定した。
し	滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例	低炭素社会づくりを推進するため、平成23年3月に制定された滋賀県の条例。低炭素社会づくりに向けた基本理念や県・事業者・県民の責務、県の計画策定や県域の温室効果ガス排出量等の公表、低炭素社会づくりに係る取組について事業者が策定する「事業者行動計画」や民間団体が策定する「低炭素地域づくり活動計画」等についての規定がある。
し	滋賀県で大切にすべき野生生物	滋賀県版レッドデータブックで県内に生息・生育する野生生物の中から、分布状況や個体数の増減状況、有識者等の意見などに基づき選定された種の解説書。最新となる平成22年(2010年)の更新版では、716種の動植物種が、絶滅危惧種、絶滅危機増大種、希少種に選定され、個体数の減少や生息・生育環境の悪化により、種の存続に支障を来していると評価された。
し	滋賀県ごみの散乱防止に関する条例	県民、事業者、土地所有者、県が一体となって、ごみの投捨てによる散乱を防止することにより、美観の保持および琵琶湖その他の水域の水質保全に努め、もって快適でさわやかな県土を作り上げることを目的とした条例。美化推進地域の設定、環境美化の日の設定、ごみの投棄の禁止とそれに対する措置命令および罰則等を定めている。
し	滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例	ヨシ群落の多様な働きを見直し、保全することによって、美しい琵琶湖を次代に引き継いでいくため、平成4年に制定された条例
し	自然共生社会	「低炭素社会」、「循環型社会」とともに「持続可能な社会」の一側面として定義される。生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿うかたちで農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することによって自然の恵みを将来にわたって享受できる社会
し	持続可能な滋賀社会ビジョン	滋賀において、環境・経済・社会が将来にわたってバランスよく発展する持続可能な社会の実現を図るためのビジョン。温室効果ガスの半減と琵琶湖環境の再生を長期的な目標として、その実現に向けた施策の提言を行う。
し	集団回収	地域の自治会や子ども会・老人会・PTAなどが、回収の日時・場所・品目(新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・缶・びんなど)・回収業者を決め、家庭から出される資源を資源回収業者に引き取ってもらう、自主的なりサイクル活動
し	循環型社会	「自然共生社会」、「低炭素社会」とともに「持続可能な社会」の一側面として定義される。社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会
し	循環型社会形成推進基本法	平成12年に制定された法律で、循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを定めている法律
す	水源涵養	降雨時に河川などへの水の流出を軽減させる働き(洪水緩和)と、無降雨時に河川などへ水を安定的に供給する働き(渴水緩和)という二つの働きのことで、河川や琵琶湖の水位を平準化する役割をもつ。

	用語	解説
す	水質汚濁防止法	公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排出水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれている。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されている。
せ	生物多様性	特定の範囲に生息・生育する生物の多様さの程度で、様々な生息・生育環境がある「生態系の多様性」、様々な生物がいる「種の多様性」、同じ種であっても個体差や地域差がある「遺伝子の多様性」が含まれる。
せ	生物多様性 国家戦略	生物多様性条約第6条に規定されている生物多様性の保全と持続的利用のための国家的戦略あるいは計画のことで、締約国はその状況と能力に応じて作成することとされている。日本では、平成7年(1995年)10月に、政府の生物多様性保全の取組み指針として「地球環境保全に関する関係閣僚会議」が決定した。これまでに4回の改定が重ねられ、最近の「生物多様性国家戦略2012-2020」は平成22年(2010年)の生物多様性条約第10回締結国会議で採択された愛知目標の達成を目指している。
せ	石けん運動	昭和52年(1977年)5月、琵琶湖に淡水赤潮が発生し、その原因の一つが合成洗剤に含まれているリンに起因することがわかった。これを契機に発生した、合成洗剤の使用をやめて粉石けんを使おうという県民運動
た	大気汚染防止法	工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とした法律
た	たんぼのこ	子どもたちが農業への関心を高め理解を深めるとともに、生命や食べ物の大切さを学ぶよう、自ら「育て」「収穫し」「食べる」という一貫した農業体験学習を行う事業
た	第三次循環型 社会形成推進 基本計画	循環型社会形成推進基本法に基づき、政府全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針などを定める計画。平成15年に第一次計画、平成20年に第二次計画、平成25年に第三次計画が策定された。
ち	地球温暖化	石油などの化石燃料の燃焼により大気中の二酸化炭素等が増加し、地表から放出される赤外線を吸収することにより、地表の温度が上がる現象。地球温暖化は海面の上昇や気候の変化等を引き起こし、人類や生態系に悪影響を及ぼす。
ち	地球温暖化対策 のための税	地球規模の重要かつ喫緊の課題である地球温暖化対策を進める観点から、平成24年度税制改正において実現した税。広範な分野にわたりエネルギー起源CO ₂ 排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税にCO ₂ 排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設ける。
ち	地産地消	地域生産・地域消費の略。地域で生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組
て	(湖底の)低酸素化	日光が届かず、表層の湖水が供給されない琵琶湖北湖の深層部の湖底において、沈降した有機物(プランクトンの死骸など)が分解され、水中の酸素(溶存酸素)が消費されて酸素濃度が下がる現象

	用語	解説
て	低炭素社会	「自然共生社会」、「循環型社会」とともに「持続可能な社会」の一側面として定義される。温室効果ガスの排出を大幅に削減し、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会
て	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	エネルギー源としての再生可能エネルギー源を利用する事が、内外の経済的・社会的環境に応じたエネルギーの安定かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となっていることに鑑み、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関し、その価格、期間等について特別の措置を講ずることにより、電気にについてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進し、もって我が国の国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化その他国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律
な	内湖	大きな湖(本湖)の周辺に位置し、水路によって本湖と直接結ばれた湖沼をいい、我が国では琵琶湖のみに見られると言われている。その成因は、河口デルタ内に旧河道が取り残されたもの、本湖の一部が土砂の堆積等によって囲い込まれたもの、地殻変動の結果形成されたもの等、本湖から派生的に形成されたものである。
な	内湖再生全体ビジョン	全ての内湖を対象に、本来、一対の関係にある内湖と琵琶湖の豊かな生態系を回復するとともに、内湖・琵琶湖と人とのより良い関係を築くため、そこに至るまでの道筋を示すものとして策定されたもの。
な	名古屋議定書	2010年10月の生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された、遺伝資源の公平な利用と利益配分(ABS)に関する議定書。2002年のCOP 6で採択されたボン・ガイドラインの基本理念を踏襲し、法的拘束力を持つ初めての枠組みとして具体化された。2014年10月発効
な	難分解性有機物	自然界の微生物によって分解されにくい有機物の総称
は	バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。
は	バイオマス推進活用基本法	バイオマスの活用の推進に関する基本理念、施策の基本となる事項を定めること等により、バイオマスの活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律
は	早崎内湖の再生	在来魚や希少動植物など琵琶湖の豊かな生態系を回復するため、農地となった早崎内湖干拓地のうち20haにおいて、内湖の再生を進めている。
ひ	微小粒子状物質(PM2.5)	大気中に浮遊する粒子状物質のうちでも特に粒径の小さいもの(粒径2.5 μm以下の微小粒子状物質)をいう。PM2.5については、呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されており、欧米諸国では、独立の項目として環境目標値が設定。日本においても、このような状況を踏まえ、中央環境審議会における審議を経て、平成21年9月にPM2.5に係る環境基準が定められた。
ひ	びわ湖環境ビジネスメッセ	環境への負荷を軽減し、環境保全に貢献する「環境ビジネス」を積極的に振興するための見本市。滋賀環境ビジネスメッセ実行委員会[(社)滋賀経済産業協会、滋賀県、県内経済団体、県内大学、長浜市、彦根市、米原市] 主催

	用語	解説
ひ	琵琶湖水位操作	琵琶湖水位のコントロールのこと。琵琶湖の水位管理は国土交通省が瀬田川洗堰の放流量を調節することで実施している。
ひ	琵琶湖総合開発	琵琶湖の自然環境の保全と水質の回復を図りつつ、水資源の利用と関係住民の福祉を増進することで近畿圏の健全な発展に寄与することを目的として、昭和47年度(1972年度)から25年間かけて実施された。事業は自然環境を守るための保全対策、琵琶湖周辺の洪水被害を解消するための治水対策および水をより有効に利用できるようにするための利水対策の3つの柱で構成された。
ひ	琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク21計画)	平成12年3月に、健全な琵琶湖を次世代に引き継ぐための指針として策定されたもので、県民・事業者の主体的な取組と行政の各種施策を計画の両輪に据えている。
ふ	富栄養化	元来は、湖沼が長い年月の間に流域からの栄養塩類の供給を受けて生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく現象を指す概念であったが、近年の人口・産業の集中や土地利用の変化等に伴い、栄養塩の流入が加速され、人為的な富栄養化が急速に進行していく現象を指す。富栄養化の進行により、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。さらに進行すると水中の溶存酸素が減少し、魚介類のへい死や悪臭を引き起こす。海域・湖沼の富栄養化に対しては、窒素・リンに関する環境基準の設定や排水規制等の対策がとられている。
ふ	プラグインハイブリッド自動車	外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車で、走行時にCO ₂ や排気ガスを出さない電気自動車のメリットとガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所を併せ持つ自動車
ほ	放射性物質	放射線を出す性質(能力)を放射能といい、この放射能をもっている物質を放射性物質という。
ま	マザーレイクフォーラム	多様な主体が「思い」と「課題」によってゆるやかにつながり、マザーレイク21計画の進行管理を行う場
や	やまのこ	森林への理解と関心を深め、人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、県内の小学校4年生が、自然豊かな森林体験施設やその周辺フィールドで体験型の森林環境学習を行う事業
よ	溶存酸素濃度	水中に溶解している酸素の濃度のことで、代表的な水質汚濁状況を測る指標の一つ。一般に清浄な河川等では、ほぼ飽和値に達しているが、水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると、好気的微生物による有機物の分解に伴って多量の酸素が消費され、水中の溶存酸素濃度が低下する。
よ	ヨシ群落保全基本計画	滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例第9条第1項の規定に基づき策定される、ヨシ群落の保全に関する基本計画

第四次滋賀県環境総合計画

策定：平成26年(2014年)10月

発行：平成27年(2015年)2月

発行者 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

TEL:077-528-3354

FAX:077-528-4844

e-mail de00@pref.shiga.lg.jp

<http://www.pref.shiga.lg.jp/d/kankyo/>



滋賀県